

国の「電気・ガス料金負担軽減支援事業補助金」に伴う

ガス料金・電気料金の値引きについて

平素より秩父ガスのガス・電気をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社は、経済産業省の「電気・ガス料金負担軽減支援事業補助金（以下、「本事業」）」実施に伴い、2025 年 8 月検針分から 2025 年 10 月検針分（2025 年 7 月使用分から 2025 年 9 月使用分）のガス料金・電気料金の値引きを行います。なお、本事業による値引きに際して、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

1. 値引き単価（政府補助金単価）および適用月 (税込み)

年月（検針月）		2025 年		
		8 月検針分 (7 月使用分)	9 月検針分 (8 月使用分)	10 月検針分 (9 月使用分)
ガス料金(1m ³ あたり)		8.0 円	10.0 円	8.0 円
電気料金 (1kWh あたり)	低圧	2.0 円	2.4 円	2.0 円

※上記の電気料金（低圧）のうち、需給開始日と需給開始日以降到来する検針日が同月となる場合は、その電気料金には前月下旬に確定する燃料価格を適用するため、翌月検針分の電気料金に適用される値引きを適用します。（例：2025 年 7 月 1 日需給開始、2025 年 7 月 10 日検針の場合、その電気料金には 2.0 円/kWh の値引きを適用）

2. 標準家庭における影響額 (税込み)

	2025 年 8 月・10 月検針分	2025 年 9 月検針分
ガス料金	8.0 円×30m ³ = 240 円	10.0 円×30m ³ = 300 円
電気料金(低圧)	2.0 円×400 kWh = 800 円	2.4 円×400 kWh = 960 円

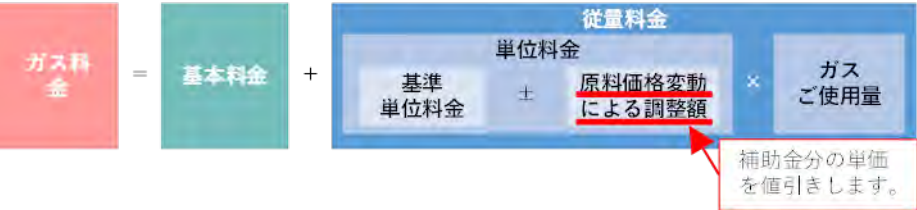
※上記は、月あたりガス使用量 30m³、電気使用量 400kWh の場合の計算例です。

※実際のお客さまへの値引き額は、上記にならない「値引き単価」×「ご使用量」にて計算できます。

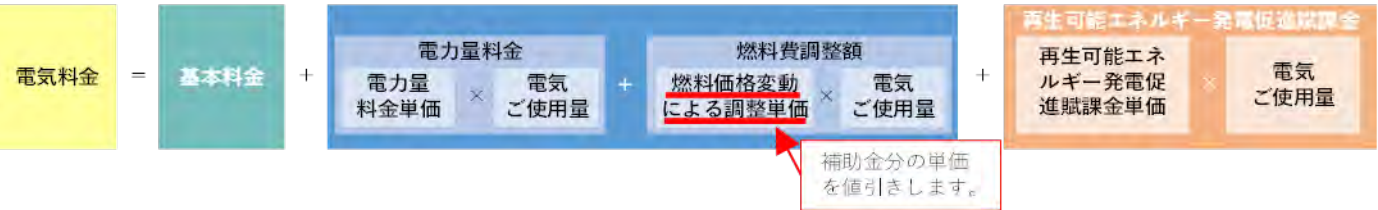
3. 補助金を適用した値引きの方法（算定式）

ガスは、単位料金を算定する際の「原料価格変動額による調整額」から補助金分を差し引いております。
電気は、燃料費調整額を算定する際の「燃料価格変動による調整単価」から補助金分を差し引いております。

＜ガス料金の補助金適用イメージ＞



＜電気料金の補助金適用イメージ＞



＜毎月適用する単価のお知らせ＞

補助金適用前後の調整単価は、検針月の前々月末（例：2025 年 8 月検針分は、2025 年 6 月末）に、当社または東京ガスホームページで公表する予定です。

当社・東京ガスホームページ

- ・ ガス料金の調整単価：下記 URL で確認ください。
<http://chichibu-gas.co.jp/use/ryoukin.html>
- ・ 電気料金の調整単価：下記 URL の「燃料費調整制度」（東京ガスのホームページにリンクします）
https://home.tokyo-gas.co.jp/gas_power/plan/power/price.html#nenryouhi_cyousei_seido

4. 本事業に関するお問い合わせ先

問い合わせ先	連絡先	受付時間
経済産業省	電気・ガス料金支援 お問い合わせ窓口 0120-013-305	平日：9:00～17:00

※事業概要は、以下のページよりご確認ください。

[電気・ガス料金支援 | 経済産業省 資源エネルギー庁 \(denkigas-gekihenkanwa.go.jp\)](https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/)

※本事業による値引きを受けるにあたってのお客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

お客さまへの請求料金に関しては、当社窓口（下記）までお問い合わせください。

※ お客さまが本事業による値引きを受けるにあたって、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

■当社窓口

0494-22-2134

□受付時間 月～金 9:00～17:00（平日のみ）

以上